

様式 1

○原子力規制委員会規則第 号

●●●法（昭和××年法律第×号）第●条の規定に基づき、▲▲▲法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 ●●●●

▲▲▲法施行規則の一部を改正する規則

▲▲▲法施行規則（平成×年原子力規制委員会規則第×号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(~~~~~)</p> <p>第一条 秘書課に、調査官二人を置く。</p> <p>→ 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改める例。</p>	<p>(~~~~~)</p> <p>第一条 秘書課に、調査官一人を置く。</p>
<p>(~~~~~)</p> <p>第二条 総務課に、環境情報室及び企画官一人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 企画官は、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>→ 改正前欄に掲げる標記部分に二重傍線を付した規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める例。</p>	<p>(~~~~~)</p> <p>第二条 総務課に、環境情報室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(削る)</p> <p>→ 改正前欄に掲げる対象規定を削る例。視覚的に分かりやすいように改正後欄の対応部分に(削る)を記載。</p>	<p>(~~~~~)</p> <p>第八条 ~~~~~とする。</p>
<p>(~~~~~)</p> <p>第八条 (略)</p>	<p>(~~~~~)</p> <p>第九条 (略)</p>

→ 改正前欄に掲げる対象規定が条ズレする例（移動の例）。

(~~~~~)

第九条 ~~~~~とする。

→ 改正後欄に掲げる対象規定を追加する例。視覚的に分かりやすいように改正前欄の対応部分に（新設）を記載。

第十条 ~法第十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

○○	△△	□□
○○	△△	□□
○○	△△	□□

→ 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分に改める例。

（新設）

第十条 ~法第十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

○○	□□
○○	□□
○○	□□

附 則

この規則は、公布の日から施行する。